

# 令和3年度 文部科学関係税制改正要望事項の結果

※『令和3年度税制改正大綱』（令和2年12月10日）等に基づき作成

## 要望が認められたもの

- 教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の延長（金融庁との共同要望）【贈与税】
- 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の延長及び拡充（経済産業省等との共同要望）【法人税等】
- 東日本大震災により被害を受けた学校法人等に対する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置の延長【印紙税】
- 技術研究組合の所得の計算の特例の延長（経済産業省等との共同要望）【法人税】
- 美術品市場の活性化のため現代美術品の寄託に係る相続税の特例措置の拡充【相続税】
- 公益法人が所有・取得する重要無形文化財の公演のための施設（能楽堂）に係る課税標準の特例措置の拡充【固定資産税等】

## その他要望していたもの

- ゴルフ場利用税の在り方の見直し【ゴルフ場利用税】
- 地域における文化観光の推進に資する文化財（古民家等）の取得に係る特例措置の創設（国土交通省との共同要望）【不動産取得税】
- 民間の法人が所有する文化施設に係る土地建物の課税の在り方の見直し【固定資産税等】

# 令和3年度 文部科学関係税制改正要望事項の結果

<記号の凡例>		×…お断りする
◎…政策的問題として検討する	△法…法案の内容をみて検討する	△事…事務当局で検討し、後日報告する
○…受け入れる	△…検討し、後日報告する	○済…措置済み
△…長期検討とする	○抜…税体系の抜本的改革の中で検討する	

要望事項	税目	共同要望	○ × 打 出	審 議 結 果	最終結果
<b>1. 教育、科学技術イノベーション関係</b>					
[1] 教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の延長	贈与税	[財務金融]	◎	◎	○ 次の措置を講じた上で、適用期限の2年延長。 ・相続税課税対象条件「死亡前3年以内の贈与」の撤廃及び通常の税額に2割加算。 ※23歳未満や在学中は加算しない条件は維持。
[2] 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の延長及び拡充	法人税等	[内閣、総務、厚生労働、農林、水産、経済産業、国土交通、環境、国防]	◎	◎	○ <オープンイノベーション型> ・手続合理化(共同研究等の相手方の確認プロセス合理化等)。 ・外部化法人との共同研究等の場合、控除率優遇(25%)。 ・一方、大学等との共同研究等について、試験研究費の額が50万円以下のものは対象外(中小企業者等は除く)。  <総額型> ・控除上限の5%引上げ(前年度より売上金額が2%減少し、試験研究費が増加している場合に限り)。 ・時限措置の2年延長。 ・一方、控除率カーブの見直し(下限6%→2%等)。  <その他> ・試験研究費の対象にクラウド環境で提供するソフトウェアの開発を追加。
[3] 東日本大震災により被害を受けた学校法人等に対する特別貸付に係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置の延長	印紙税		△	△	○ (適用期限の5年延長)
[4] 技術研究組合の所得の計算の特例の延長	法人税	[総務、農林、経済産業、国土交通、環境]	△	△	○ (対象資産から鉱業権を除外した上で適用期限の3年延長)
<b>2. スポーツ関係</b>					
[5] ゴルフ場利用税の在り方の見直し	ゴルフ場利用税		×	×	×
<b>3. 文化関係</b>					
[6] 美術品市場の活性化のため現代美術品の寄託に係る相続税の特例措置の拡充	相続税		△	△	○ 登録有形文化財の登録基準(告示)を改正することを前提に、特定美術品の対象範囲の現代アートへの拡大を認める。
[7] 地域における文化観光の推進に資する文化財(古民家等)の取得に係る特例措置の創設	不動産取得税	[国土交通]	×	×	×
[8] 公益法人が所有・取得する重要無形文化財の公演のための施設(能楽堂)に係る課税標準の特例措置の拡充	固定資産税等		拡充 × 延長 △	拡充 × 延長 △	○ (適用期限の2年延長)
[9] 民間の法人が所有する文化施設に係る土地建物の課税の在り方の見直し	固定資産税等		×	×	×